

## 第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

### <教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下、家庭教育も困難な現状。学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。
- ◆「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘。
- ◆これから厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

### <からの学校と地域の連携・協働の姿>

#### 地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒に育む「地域とともにある学校」に転換。

#### 子供も大人も育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

#### 学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

## 第2章 からのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

### <からのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

#### (コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。
- ◆現行の学校運営協議会の機能（校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見）は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を可能とする仕組みを検討。
- ◆学校運営協議会において、地域等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、地域等の連携・協力を促進していく仕組みとする必要。
- ◆校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。
- ◆小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校で一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。

#### (制度的位置付けに関する検討)

- ◆学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立。
- ◆このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの設置の促進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

## <コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、**財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要**。
  - 様々な類似の取組を取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
  - 学校運営協議会委員となる人材の確保と資質の向上
  - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
  - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
  - 地域の人々や保護者等多様な主体の参画の促進
  - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの導入の推進など
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、コミュニティ・スクール未指定の学校における導入等の推進など

## 第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

### <地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域の教育力を再生し、持続可能な地域社会をつくることが必要。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部（仮称）」へ徐々に発展させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部（仮称）には、①コーディネート機能、②多様な活動（より多くの地域住民の参画）、③持続的な活動の3要素が必須。

**地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部（仮称）が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す**

- 
- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動を積極的に推進。国はそれを総合的に支援。
  - ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要。

### <地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、**制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要**。
  - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
  - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援      ○都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

## 第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）の効果的な連携・協働の在り方

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部（仮称）が**相互に補完し高め合う存在として効果的に連携・協働し、両輪となつて相乗効果を發揮していくことが必要**であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。